

(様式第D-1号)

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度登録・認定申請書【特用林産物関係・生鮮きのこ】

令和8年4月1日

三重県知事 あて  
公益財団法人三重県農林水産支援センター理事長 あて

記入例

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度登録等要領第2の規定により、登録申請します。

なお、登録後は、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度業務規程第8条第1項の規定により、認定申請します。

		登録番号 (他品目で登録がある場合)				
個人・法人の場合	(フリガナ)	ミエ	ヤスシ	(フリガナ)		
	氏名	三重	安志	団体名		
	(フリガナ)	(屋号) みえあんしん林産園		(フリガナ)		
	法人名	※屋号との併記を希望する場合に記入		代表者		
(フリガナ)			構成員数		人	
法人代表者名						

※屋号の使用を希望する場合は、法人名欄に「(屋号)〇〇」とご記入ください。(「屋号/生産者名」での認定となります。)

※団体名について ・団体名は固有のものであること。既存の団体の一部が参加する場合は、既存の団体と区別できる名称としてください。

・個人または法人名をもって団体名とすることはできません。

○申請者について 事業所所在地又は住所・連絡先

所在地／住所	〒514-8570  三重県津市広明町13番地	TEL	059-224-2395
		FAX	059-224-2521
		携帯電話	090-0000-0000
		E-mail	
		HP アドレス	

可能であれば携帯電話など、日中でも連絡がつく連絡先をご記入ください。

○法人または団体における担当部所(事務局)について

担当者名	(フリガナ) 氏名	担当部所名 (事務局)	
所在地／住所	〒	TEL	
		FAX	
		携帯電話	
		E-mail	
		HP アドレス	

可能であれば携帯電話など、日中でも連絡がつく連絡先をご記入ください。

1. 申請内容

対象品目	
品目番号	品目名
111	菌床シイタケ

登録後、認定に向けた手続きとして現地確認や認定審査料の支払い等が必要なため、認定審査まで2ヶ月程度かかります。

また、何も栽培していない時期には現地確認ができませんので、登録申請の時期にご注意ください。

2. 現地確認希望時期

令和8	年	5	月	頃
-----	---	---	---	---

※登録から現地確認及び認定審査までには2ヶ月程度を要しますのでご注意ください。

※提出後、収穫時期が早まるなど変更がある場合は、必ずご連絡下さい。

連絡先:(公財)三重県農林水産支援センター 電話:0598-48-1226

### 3. 登録要件への同意

次に掲げる各項目を確認して、右欄の該当する枠内に○印を記入してください。

#### (1) 以下に定める登録生産者の責務

同意する	同意しない
○	

①人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度実施要綱第11に定める登録・認定生産者及び登録・認定加工業者の役割

②人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度実施要領第8に定める登録取り消し・認定停止

③人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度実施要領第9に定める情報の保存と開示

④人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度における登録番号及び表示票使用に関する規程

※ 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度実施要綱第11(1)エに定める消費者交流の計画

検討中
-----

#### (2) 認定基準別表4に定める基準の順守

同意する	同意しない
○	

### 4. 乾燥または加工実施の有無

申請品目の乾燥品又は加工品を製造販売する

※加工とは、裁断・製粉・粉碎・焙煎を指す。

乾燥	加工	希望しない (加工しない)
		○

乾しいたけ等、きのこ類を乾燥させた製品にも認定マークの使用を希望する場合は、様式第E号及び添付資料を提出してください。裁断、粉碎等、その他の加工を行う場合は、様式第C号及び添付資料を提出してください。

→乾燥品に認定マーク使用を希望する場合は、様式第E-1号及び添付資料を添付してください。

→加工品に認定マーク使用を希望する場合は、様式第C-1号及び添付資料を添付してください。

### 5. 主な販売先

道の駅○○、○○直売所
-------------

※消費者がどこで購入できるか、主な小売店について記入してください。

### 6. 添付資料

(1) 全員: 生産計画書(様式D-2号。団体申請の場合は構成する生産者全員分)

(2) 全員: 生産計画書(様式D-2号)添付資料

(3) 全員: ほ場・施設概要書(様式第D-3号)

(4) 購入ほだ木で栽培を行う場合のみ(様式第D-4号)

(5) 菌床栽培の場合のみ: 標準生産工程(様式D-5号。生産に係る標準的な時間・日数も記載すること)及び標準菌床製造工程(様式D-5-②号。菌床自家製造の場合のみ)

(6) 団体の場合のみ: 団体申請用名簿(様式第D-1-②号)

(7) 乾燥又は加工品への認定マーク利用を希望する場合のみ: 様式第E-1又はC-1号及び添付資料

(様式第D-2号)

生産計画書(栽培・記録に係る計画)【特用林産物・生鮮きのこ】

令和8年4月1日

生産者 氏名・法人名	<b>三重 安志</b>
---------------	--------------

※団体申請の場合は、すべての生産者分を提出してください。

1. 申請品目

対象品目	
品目番号	品目名
<b>111</b>	<b>菌床シイタケ</b>

年間生産規模	
数量	単位
<b>5,000</b>	<b>基</b>

※単位は、本/kg/tなど

2. 栽培計画概要

※すべての項目について、別表4に定める基準を満たすことの品質証明書を添付してください。(品質証明書見本参照)

(1) 水の使用計画 \*その他は、水源について記入してください。

該当に○	使用する行程	備考
水道水 <input checked="" type="radio"/>	<b>菌床製造</b>	
井戸水		
その他		

添付証明書:水道水の場合は、水道水使用の旨の証明書。水道水でない場合は、水質検査証明書(一般細菌、大腸菌群、重金属等(鉛、カドミウム、水銀、ヒ素)が登録・認定基準を満たしていることを証明するもの)

(2)-1 菌床・ほだ木の入手方法

該当に○を付す	自家製	購入	購入先(購入の場合のみ)	製造者 (購入先と異なる場合)
		<input checked="" type="radio"/>	<b>△△△森林組合</b>	

購入の場合添付証明書:本基準に適合した原材料等を用いて菌床が生産されたことを証明する書類(ほだ木・菌床の納品伝票(種菌接種日及び納品日が記載されているもの))

(2)-2 菌床・ほだ木製造原料の使用計画(購入の場合は、購入品の内容について記入)

① 種菌

商品名	購入先(菌床・ほだ木購入の場合は記載不要)	製造者 (購入先と異なる場合又は菌床・ほだ木購入の場合)
<b>●●●●</b>	<b>株式会社■●■</b>	

添付証明書:本基準に適合した原材料等を用いて種菌が生産されたことを証明する書類

② おが粉・樹皮の使用計画

樹種名	産地名	購入先(菌床購入の場合は記載不要)	製造者 (購入先と異なる場合又は菌床購入の場合)
<b>クヌギ</b>	<b>三重県</b>		
<b>ナラ</b>	<b>三重県</b>		

添付証明書:樹種、産地、化学合成農薬の不使用、異物混入なしを明らかにする書類

③ 原木の使用計画

樹種名	産地名	購入先(ほだ木購入の場合は記載不要)	製造者 (購入先と異なる場合又はほだ木購入の場合)

添付証明書:樹種、産地、化学合成農薬の不使用、異物混入なしを明らかにする書類

登録・認定基準を満たす資材が使用されているか判定するため、以下の書類を添付してください。

【菌床の場合】

①菌床原料のおが粉・樹皮:原料樹種名、産地、農薬散布なし、異物混入なしを証明する書類(放射線検査証明書があれば添付)

②種菌・栄養材・添加材:製品名、原材料、製造工程、製造工場を証明する書類

③ふすま、とうもろこし粕など:

産地、原材料、異物混入なしを証明する書類(残留農薬検査結果等があれば添付)

④使用水:水道水の場合は、水道水使用の旨の証明書。

水道水でない場合は、水質検査証明書(一般細菌、大腸菌群、重金属等(鉛、カドミウム、水銀、ヒ素)が登録・認定基準を満たしていることを証明するもの)

⑤菌床用袋:材質品質保証書(高温高圧殺菌、培養および発生等の湿潤環境において有害物質の滲出のないこと(食品衛生法第10条に基づく食品添加物等の規格基準及びプラスチック業界自主基準(PL

④ 栄養材・添加剤の使用計画

商品名	原材料	購入先	製造者
米ぬか	米	株式会社 ■■■	
フスマ	小麦	株式会社 ●●●	

添付証明書: 原材料、組成成分、使用用途、異物混入なしを明らかにする書類

⑤ 菌床袋、栽培ビン等、その他生産に係る資材の使用計画

商品名	原材料	購入先	製造者
□□□□	ポリエチレン	△△△△株式会社	

添付証明書: 容器の原材料を明らかにする書類(高温高圧殺菌に耐えられるものであること証明する書類)

(3) 包装資材の使用計画

商品名	原材料	購入先	製造者
◇◇◇◇	◆◆◆◆	△△△△株式会社	

添付証明書: 包装資材の原材料を明らかにする書類(食品衛生法に適合していることを証明する書類)

(4) 環境配慮型資材の使用計画

①	県内産の菌床購入や出荷時にかよいコンテナを使用
②	
③	

\* 具体的な資材名を記入すること。

(5) 廃菌床・廃ほだ木、廃プラスチック等の処理方法

※委託処理の場合は委託先事業者名を記載 廃菌床: 土壌改良材として畑へ散布 廃プラスチック: 株式会社○○○に処理委託
---

3 記録

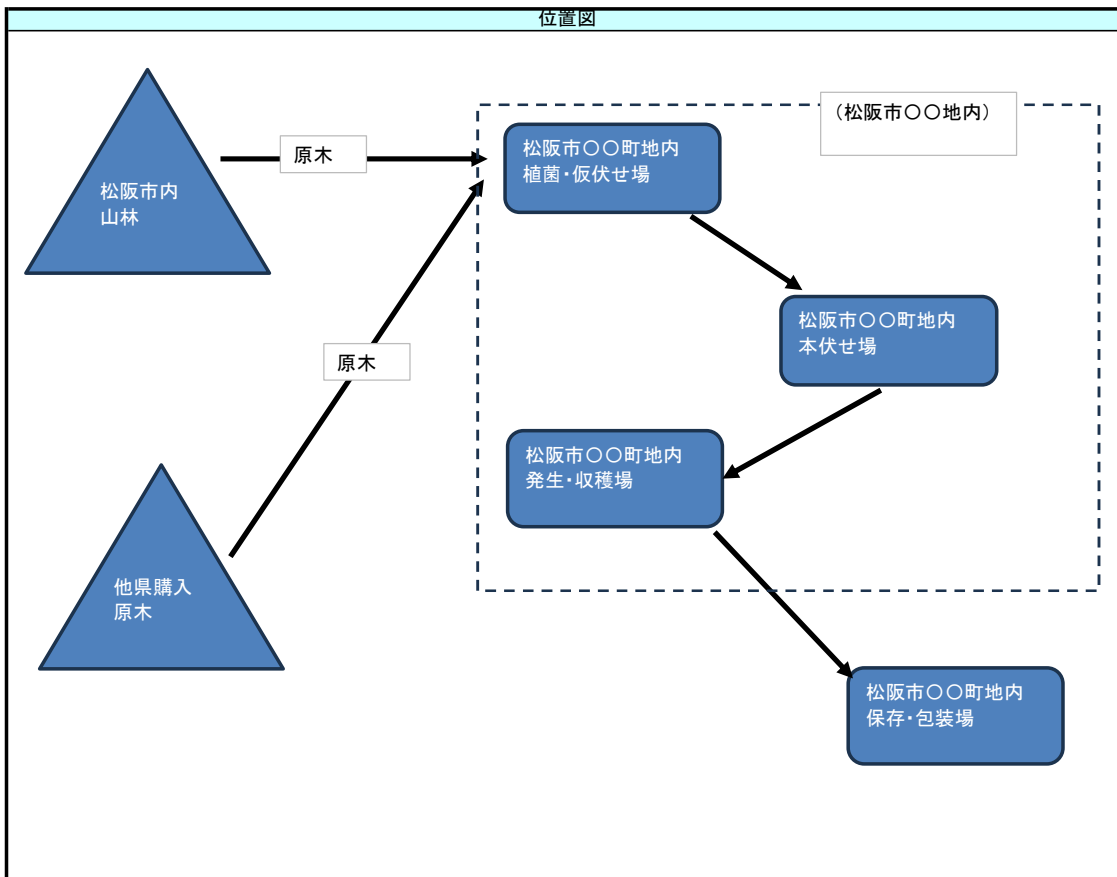
規程様式	独自様式	※支援センター業務規程に定める様式を利用する場合は「規程様式」に○を記入。独自様式の場合は、その様式を添付すること。
○		

※該当欄に○印を記入

生産者氏名	三重 安志
品目	111 菌床シイタケ

菌床の場合	所在地
施設	三重県津市広明町13番地

原木の場合	所在地
仮伏せ場	※山の地番が不明瞭であれば字まで記入することで可
本伏せ場	
発生・収穫場	
保存・包装場	



※ほだ木を購入している場合に必要

### 様式第D-4号 生産工程表(購入ほだ木のみ)

購入ほだ木で栽培を行う場合、県外で生育した日数と県内で生育した日数を比較し、制度登録対象となるか判定する必要があるため、以下事項を記入ください。

- ①ほだ木等製造業者は、県内外か。また、植菌後、県外で何日間管理するか。
- ②ほだ木等の入荷後、申請者は、発生処理を行うまで何日間管理するか。
- ③植菌した品種の初回発生は当年発生か、翌年発生か。

作成日 令和8年4月1日

住所 津市広明町13番地

氏名 三重 安志

生産品種名: (当年発生・翌年発生)

工程	ほだ木購入の場合	備考
植菌	植菌場所: 三重 県	
管理(仮伏せ等)	植菌後ほだ木製造者による 管理日数: ●● 日	
出荷		
入荷	申請者以外が管理を行う場所・日数: 三重 県 ▲▲ 日	
管理(仮伏せ等)	申請者(きのこ生産者)が県内において管理し 初回採取までにかかる日数: ○○ 日	
初回採取		

特記事項

※菌床栽培の場合に必要

### 様式第D-5号 生産工程表(菌床のみ)

菌床購入の場合、県外で生育した日数と県内で生育した日数を比較し、制度登録対象となるか判定する必要があるため、以下事項を記入ください。

- ①菌床等製造業者は、県内外か。また、植菌後、何日間培養するか。
- ②菌床等の入荷後、申請者は、発生処理を行うまで何日間培養するか。
- ③発生処理後、初回収穫まで何日かかるか。

作成日 令和8年4月1日

住所 津市広明町13番地

氏名 三重 安志

生産品種名:

工程	菌床購入の場合	菌床自家製造の場合	備考
菌床製造	菌床製造場所: 愛知県	別紙様式D-5-②による	
植菌・培養	植菌後菌床製造者による		
出荷	培養日数: ●●日		
入荷	申請者以外が培養、育成を行う場所・日数: 愛知県 ▲▲日		
培養			
発生処理	申請者(きのこ生産者)が県内において培養、育成し 初回採取までにかかる日数: ■■日		
育成			
初回採取			

特記事項

※菌床栽培の場合に必要

様式第D-5-②号 菌床製造標準工程表

作成日 令和8年4月1日

住所 津市広明町13番地

氏名 三重 安志

生産品種名:

工程	項目		備考
混合攪拌	所要時間	約●時間	
	殺菌温度	100℃	
殺菌	所要時間	約●時間	
	設定温度	20℃	
放冷	所要時間	約●時間	
	所要時間	約●時間	
接種	-	-	
培養	日数	約〇〇日	
	設定温度・湿度	約▲▲℃、湿度△△%	
発生	菌かき	-	
	芽だし・育成	設定温度・湿度	約▲▲℃、湿度△△%
保存	設定温度	■ ■℃	

特記事項

**証明書請求 見本**

品質証明書ご提供願(見本)

〇〇製造者又は納入事業者 あて

事業者(きのこ

生産者)名

平素より大変お世話になっております。  
三重県の認証制度である「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の認定(又は更新)に必要であるため、以下に関する証明書の発行をお願いいたします。

**【木質原料(原木・おが粉・チップ)】**

- 製造者名
- 樹種及び産地
- 放射性物質に関して、農林水産省が定める方針及び指標値を順守していること。
- 化学合成農薬が不使用であること。

////////////////////////////////////

**【木質原料以外の栄養剤、添加剤等】**

- 製造者名
- 原材料名
- 組成成分
- 用途

////////////////////////////////////

**【種菌】**

- 製造者名
  - 種菌製造に関して使用した水・おが粉や栄養剤等の原材料について、みえの安心食材認定基準別表4に基づくものを使用していること。
- ※製造に使用する水、原材料について上記同等の証明書の提出をお願いいたします。なお、種菌製造者がGAP認証、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度認証等を取得している場合、その認証書等の複写で結構です。

////////////////////////////////////

**【接種済ほだ木・菌床】**

- 製造者名
  - 菌床製造地、接種日
  - 菌床製造に関して使用した水・おが粉や栄養剤等の原材料について、みえの安心食材認定基準別表4に基づくものを使用していること。
- ※製造に使用する水、原材料について上記同等の証明書の提出をお願いいたします。なお、菌床製造者がGAP認証、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度認証等を取得している場合、その認証書等の複写で結構です。

////////////////////////////////////

**【包装資材】**

- 製造者名
- 原材料(食品衛生法に適合していることの証明)

////////////////////////////////////

**【生産に係る容器】**

- 製造者名
- 原材料(殺菌時の高温・高圧に耐えられるものであることの証明)

////////////////////////////////////

## ○県外で種菌を植え付けたほだ木または菌床培地の使用について

本制度では、特用林産物の認定対象の考え方として、「長いところルール」を用いています  
 (「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度Q & A」Q 3-4 参照)。

(参考) 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 Q & A (一部抜粋)

Q 3-4 県外で種菌を植え付けたほだ木または菌床培地を完熟状態で購入し、三重県内で発生させた子実体も認定対象になりますか。

当制度では、ほだ木または菌床培地(以下「ほだ木等」という。)に種菌を植え付けた(以下、「植菌」という。)日から最初の採取が行われるまでの間で、最も生育期間の長い場所が三重県である場合を認定対象としているので、認定対象になりません。

その理由として、特用林産物の栽培過程においては、

①ほだ木等の原材料及び植菌から完熟させるまでの過程が、子実体の品質に影響を与える  
 ②植菌したほだ木等は、生育場所を移動させることが可能である

という特殊性があることから、畜水産物同様の「長いところルール」を認定対象の考え方としています。

なお、海外で植菌されたほだ木等を購入する場合は、現地調査が困難であるため認定対象になりません。

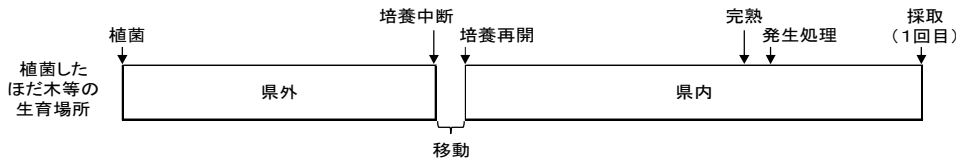
また、県外で植菌されたほだ木等を購入し、完熟する前に県内へ移動させる場合は、県内で培養を再開してから最初の採取が行われるまでの日数が、植菌した日から最初の採取が行われるまでの日数の1/2以上を占めていれば認定対象になります。

### ○県外で植菌されたほだ木等を完熟状態で購入し、県内で発生処理を行う場合



植菌した日から最初の採取が行われるまでの間で、最も生育期間の長い場所は県外であるため対象にならない

### ○県外で植菌されたほだ木等を購入し、完熟する前に県内へ移動させる場合



県内で培養を再開してから最初の採取が行われるまでの日数が、植菌した日から最初の採取が行われるまでの日数の1/2以上を占めているため対象になる